

大学附属病院の病院長選考等について

1. 病院長の選考方法について

- 大学附属病院においては、学長等が病院長を選考し任命している。
- 国立大学、公立大学の法人化や今般の大学のガバナンス改革に係る法改正等を契機として、いわゆる意向投票等を実施せずに病院長を選考する大学が増加している。
 - ・いわゆる意向投票等を実施せずに、学長等が病院長を選考し任命している大学
28大学(国立11、公立5、私立12)
 - ・いわゆる意向投票等により候補者を推薦し、学長等が病院長を選考し任命している大学
51大学(国立31、公立3、私立17)

2. 病院の運営体制について

【執行部の体制】

- 大学附属病院においては、病院の運営体制の強化のため、病院長をサポートする、診療、経営、医療安全等を担当する副病院長や病院長補佐を置いている。
- 執行部の体制について、国立大学附属病院においては、4名の副病院長を配置している大学が最も多く15大学ある(最少2名、最大9名の副病院長を配置している)。

【現職の病院長の副病院長等としてのマネジメント経験】

- 病院長のほとんど(79名中66名)は就任以前に副病院長や病院長補佐として病院のマネジメント経験を有しており、そのうち53名は3年以上(最長11年)の経験を有する。

[副病院長等としてのマネジメント経験を有している者の経験年数の内訳]

・ 5年以上	30名
・ 4年以上5年未満	15名
・ 3年以上4年未満	8名
・ 2年以上3年未満	10名
・ 1年以上2年未満	3名